

## 竹富町工事費内訳書取扱要領

平成 30 年 3 月 7 日告示第 20 号

(目的)

第 1 条 この告示は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、竹富町が発注する建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 竹富町が発注する建設工事のうち、一般競争入札又は指名競争入札に付するものを対象とする。

(提出時期と方法)

第 3 条 入札参加者は、初度の入札時に入札書を入れた封筒に工事費内訳書を同封し提出しなければならない。なお、再度入札となった場合は、2 回目以降の入札に係る工事費内訳書の提出を省略できるものとする。

(内容及び様式)

第 4 条 工事内訳書は様式第 1 号とし、工事案件ごとに指定した項目（科目、工種等）の金額と工事名及び商号又は名称並びに代表者氏名、住所を必ず記載し、押印すること。

2 工事費内訳書の工事価格は、必ず入札金額と同額とし、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）は記載しないものとする。

(入札の無効)

第 5 条 工事費内訳書が未提出の場合又は提出された工事費内訳書に不備があるものとして別表各号に掲げる事項に該当する場合は、竹富町契約規則（平成 30 年規則第 4 号）第 12 条第 1 項第 7 号に該当する入札として、その者の行った入札を無効とする。ただし、軽微な誤記と認められる場合は、注意を行った上で無効としないことができる。

(審査等)

第 6 条 工事費内訳書の審査等については次の各号のとおりとする。

- (1) 工事費内訳書の審査の対象は、落札候補者とする。ただし、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者とする。
- (2) 審査は、開札後、落札決定までに行う。
- (3) くじ引きにより落札候補者の決定を行う場合は、くじ引き後の対象者の工事費内訳書を審査する。
- (4) 審査の結果、落札候補者の入札が無効となった場合は、当該者に対して、工事費内訳書の不備による入札無効通知書（様式第 2 号）により、その旨を通知するものとする。

る。

(5) 審査は、入札担当課の入札執行人と入札立会人の2名以上で実施するものとする。

(工事費内訳書の取扱い)

第7条 提出された工事費内訳書の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回は認めない。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (3) 提出された工事費内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する。
- (4) 提出された工事費内訳書は、竹富町情報公開条例（平成17年条例第10号）第7条の非公開情報に該当するものとし、公開対象としない。

(指名停止措置)

第8条 工事費内訳書の不備で入札が無効になった場合においても、談合等不正な行為が確認できなければ、指名停止措置は行わないものとする。

(落札者以外の工事費内訳書無効の取扱い)

第9条 落札候補者の工事費内訳書の審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

(周知方法)

第10条 入札者に対する周知は、入札公告及び入札執行通知書に、工事費内訳書を入札書と併せて提出すること並びに工事費内訳書の提出にあたってはこの告示を参照することを明示する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知を行う建設工事から適用する。

別表（第5条関係）

分 類	未提出又は不備とされる場合	備考
1. 未提出又は未提出と同等と認められる場合	(1)内訳書の全部又は一部が提出されない場合	
	(2)内訳書とは無関係な書類である場合	
	(3)他の工事の内訳書である場合	
	(4)白紙である場合	
	(5)内訳書に記名・押印がない場合	
	(6)内訳書が特定できない場合	(注1)
	(7)他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合	
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合	(注3)
	(2)入札公告又は入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合	
3. 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付されていた場合		
4. 記載事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合	(注2)
	(2)工事名に誤りがある場合	(注2)
	(3)提出者名に誤りがある場合	
	(4)内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合	(注3)
5. その他未提出又は不備がある場合		

(注1) 複数提出された工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できるとしても、発注者が独自に複数の工事費内訳書から1つを取捨選択できるものではないため、無効として取り扱うものとする。

(注2) 軽微な誤記の場合は、無効としないことができる。

(注3) 工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。

2 工事費内訳書中に、「値引き」という項目を設定している場合及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等マイナスで計上すべきものは除く。）がある場合は、入札を無効とする。値引きという項目を設けるのではなく、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額で記載すること。

なお、端数処理についても「値引き」という項目を設定して行わず、現場管理費や一般管理費などで行うこと。

3 工事案件ごとに指定した項目（科目、工種等）の金額の記載漏れ、誤り又は計算ミスにより合計金額が一致していない場合は、入札を無効とする。